

事務連絡
令和2年5月20日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A
(第1版) についての補足説明について

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第1版）について（令和2年5月13日事務連絡）」を発出したところであるが、下記の質問に対しての補足説明を追記するので、留意いただきますようお願いいたします。

記

○新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

1 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の対象設備について、すでに同補助金で内示を受けている場合の取扱いはどうなるのでしょうか。

(答)

- 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の内示を取り下げ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として申請してください。(帰国者・接触者外来等設備整備事業及び感染症検査機関等設備整備事業も同様の取扱いとなります。)

<補足説明>

今般の新型コロナウイルス感染症対策に係る事業に要する経費については、令和2年度補正予算で措置された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「交付金」という。）」により財政支援することとしています。したがって、既に、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金（以下「補助金」という。）により進めている事業（内示済も含む）も含め、所要の経費を計上してください。

なお、交付金の対象経費は、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業をはじめとして、補助金の対象経費よりも拡充していることに留意の上、所要額を計上してください。

また、地方自治体からの交付金申請額を取りまとめ、全体の予算の調整が終了し、更なる予算措置の対応が必要となる場合には、新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、本交付金を増額するなど検討してまいります。